

砂川市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R2年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 1年度の人件費率
R2年度	人 16,333	千円 18,511,572	千円 426,070	千円 1,788,623	% 9.7	% 14.1

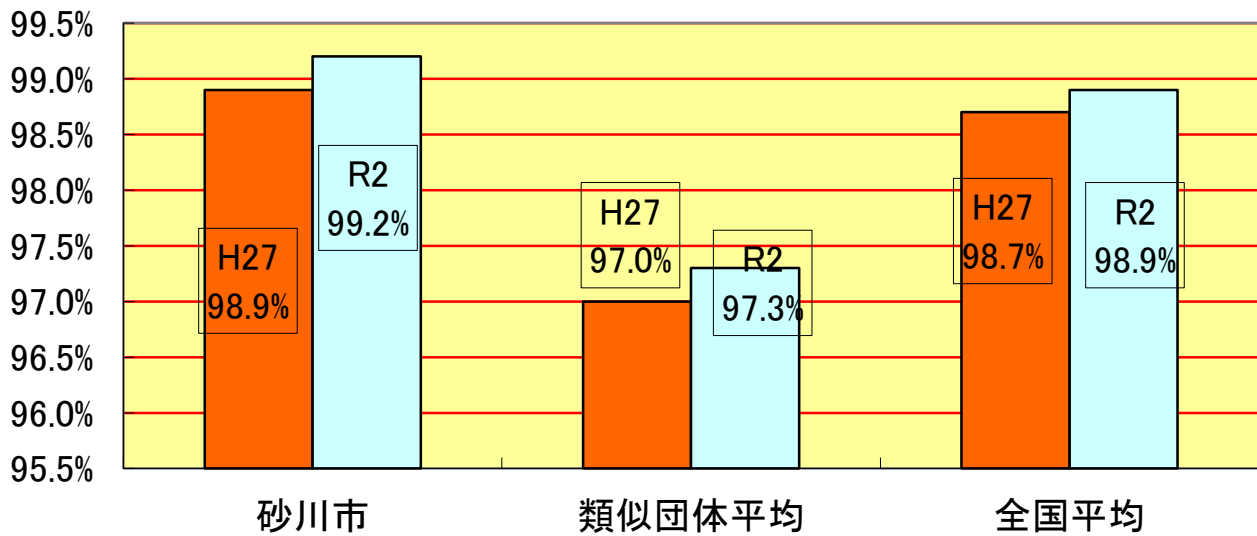
- (注) 1 人件費には、共済組合負担金及び議員・その他委員の報酬を含んでいます。
 2 記載の数値は、「地方財政状況調査」の普通会計決算によるものであり、事業費支弁にかかる職員分を含んでいます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平 均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R2年度	人 190	千円 699,628	千円 99,230	千円 252,538	千円 1,051,396	千円 5,534	千円 5,866

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、「地方公務員給与実態調査」に基づくR2年4月1日現在の人数です。
 3 記載の数値は、「地方財政状況調査」の普通会計決算によるものであり、事業費支弁にかかる職員分を含んでいます。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げに取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

若年層については引下げを行わない。高齢層については最大で5.7%程度引き下げる。

激変緩和のため、4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（R3年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
砂川市	39.8歳	303,986円	357,498円	336,145円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	歳	円	円	円

② 技能労務職

区 分 (公務員)	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
砂川市	—	1人	—	—	—
(うち学校事務生)	—	1人	—	—	—
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円
類似団体	歳	人	円	円	円

区 分 (民間)	民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	参考 (A/B)
砂川市	—	—	—	—
(うち学校事務生)	—	—	—	—

区 分 (参考)	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
砂川市	—	—	—
(うち学校事務生)	—	—	—

※ 技能労務職は該当職員が1名であるため、金額を記載しておりません。

③ 医療職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
看護・保健職	42.8歳	321,138円	354,300円	330,183円
国	47.6歳	319,112円	—	357,517円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、R3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（R3年4月1日現在）

区 分		砂 川 市	国
一般行政職	大 学 卒	182,200円	182,200円
	高 校 卒	150,600円	150,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（R3年4月1日現在）

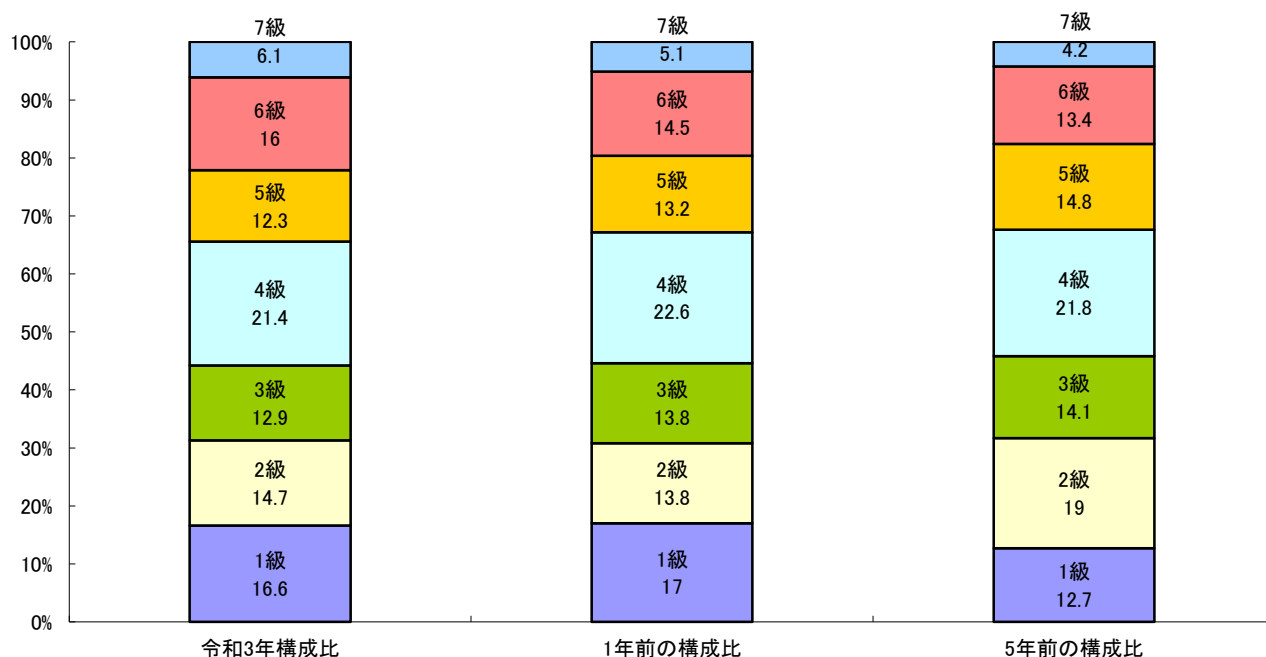
区 分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	286,800円	333,400円	372,000円
	高 校 卒	235,000円	282,300円	316,900円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

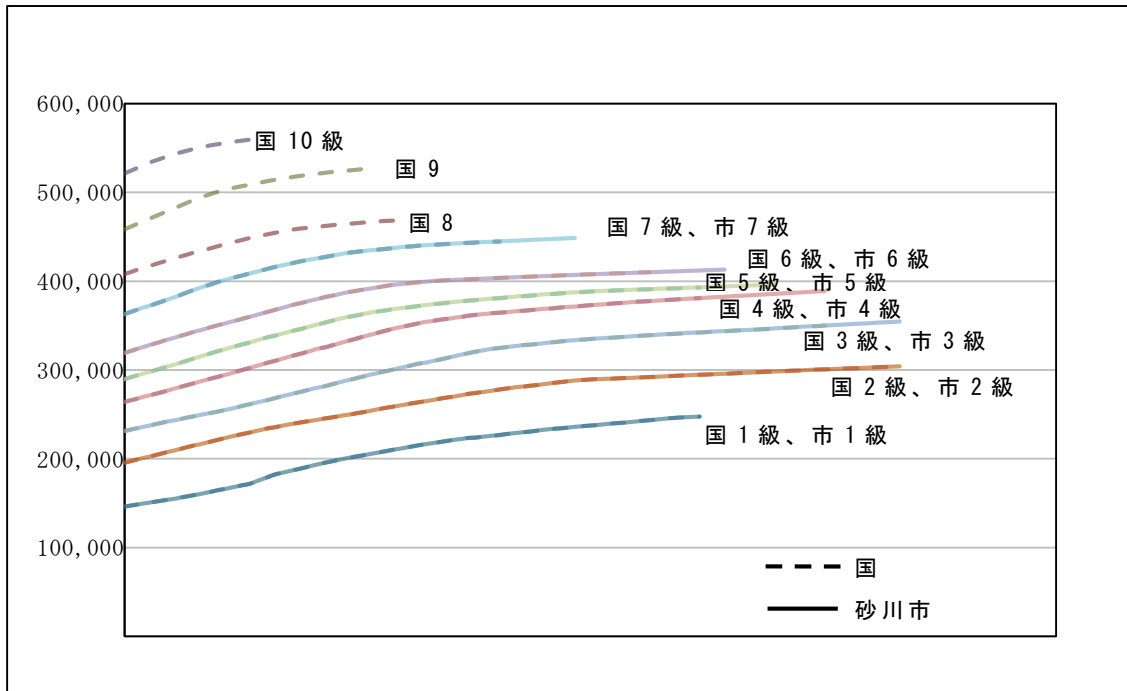
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（R3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
7級	部長、事務局長、審議監	10人	6.1%	362,900円	448,800円
6級	課長、次長、局長、副審議監	26人	16.0%	319,200円	413,200円
5級	課長補佐、主幹	20人	12.3%	289,700円	396,000円
4級	係長、主査	35人	21.4%	264,200円	389,000円
3級	主任	21人	12.9%	231,500円	354,500円
2級	知識及び経験を必要とする業務を行う主事	24人	14.7%	195,500円	304,200円
1級	主事	27人	16.6%	146,100円	247,600円

- (注) 1 砂川市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日までににおける運用		管理職員	一般職員
イ	人事評価を活用している		
	活用している昇給成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率		
	上位、下位の成績率		
	標準、下位の成績率		
	標準成績率のみ（一律）		
ロ	人事評価を活用していない	○	○
	活用予定時期	未定	未定

4 職員の手当の状況（病院事業会計を除く）

(1) 期末手当・勤勉手当

砂川市	国
1人当たりの平均支給額（R2年度） 1,412千円	—
(R2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.9月分	(R2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.9月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況

令和2年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している		
活用している昇給成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		
上位、下位の成績率		
標準、下位の成績率		
標準成績率のみ（一律）		
ロ 人事評価を活用していない	○	○
活用予定時期	未定	未定

(2) 退職手当（R3年4月1日現在）

砂川市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 1,192千円 22,558千円	

(注) 1人当たり平均支給額は、R2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当（R3年4月1日現在）

支給実績（R2年度決算）	510千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R2年度決算）	72,857円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R2年度）	3.68%	
手当の種類（手当数）	4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
徴収手当	市税の徴収に従事する職員	月額5,500円
福祉事務手当	福祉事務所の保護事務に従事する現業職員	月額6,500円
行旅死病人取扱手当	行旅死病人の取扱いに従事した職員	死病人 1回2,000円 病人 1回1,000円
野犬掃討業務手当	野犬の捕獲・死骸処理、害虫駆除等に従事した職員	1日につき600円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（R1年度決算）	26,011千円
職員1人当たり平均支給年額（R1年度決算）	139千円
支給実績（R2年度決算）	26,544千円
職員1人当たり平均支給年額（R2年度決算）	140千円

(5) その他の手当（R3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績（支給職員1人当たり平均支給年額）※R2年度決算
扶養手当	▽配偶者 6,500円 ▽子 1人 10,000円 ▽父母等 1人 6,500円 (1)15歳から22歳の扶養親族 1人につき5,000円追加	同	17,253,457円 (230,046円)
住居手当	▽住宅所有者 6,000円 ▽家賃等支払者 (1)支払月額が12,000円以上23,000円未満の場合は支払月額から12,000円を控除して得た額 (2)支払月額が23,000円以上55,000円未満の場合は、支払月額から23,000円を控除した額に2分の1を乗じ、11,000円を加算して得た額 (3)支払月額が55,000円以上の場合は27,000円	▽住宅所有者 支給なし ▽家賃支払者 同額	31,293,367円 (203,204円)
通勤手当	▽交通用具利用者（車等） 通勤距離に応じて2,000円～31,600円 ▽交通機関利用者 運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額	同	3,378,000円 (31,868円)
管理職手当	▽部長職 給料月額の10% ▽課長職 給料月額の7% ▽課長補佐職 給料月額の5%	管理または監督の地位にある職員に対し、職務の級に応じて定額支給	18,530,856円 (325,103円)
寒冷地手当 (11月～3月)	▽世帯主 扶養親族がある場合 23,360円 扶養親族がない場合 13,060円 ▽その他の職員 8,800円	同	16,144,338円 (79,529円)

5 特別職の報酬等の状況（R3年4月1日現在）

区分		給料	月額	等
給料	市長	799,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 950,000円 / 592,900円	
	副市長	641,000円	781,000円 / 587,900円	
	教育長	561,000円	円 / 円	
報酬	議長	394,000円	510,000円 / 310,000円	
	副議長	348,000円	455,000円 / 280,000円	
	議員	318,000円	430,000円 / 260,000円	
期末手当	市長 副市長 教育長	(R2年度支給割合) 4.45月分		
	議長 副議長 議員	(R2年度支給割合) 4.45月分		
退職手当	市長 副市長 教育長	(算定方式) ※退職手当組合加入 任期毎 在職年により 5.126～20.504月分 任期毎 在職年により 3.234～12.936月分 任期毎 在職年により 2.838～ 8.514月分		

6 職員数の状況

(1) 部門別職員の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

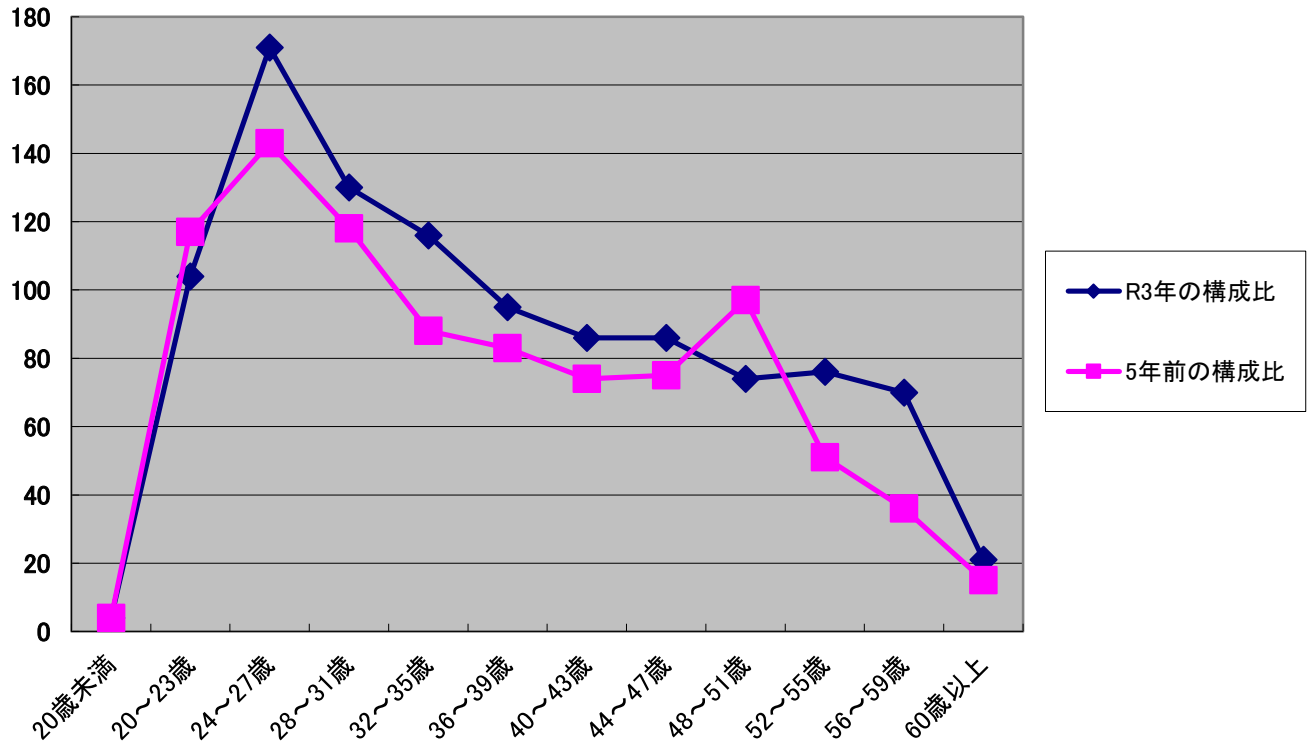
区 分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和2年	令和3年		
	議 会	4人	4人		
	総務企画	57人	55人	△2	事業完了による減
	税 務	14人	14人		
	民 生	42人	41人	△1	
	衛 生	10人	12人	2	
	労 働	1人	1人		
	農林水産	8人	8人		
	商 工	7人	10人	3	
	士 木	21人	21人		
	小 計	164人	166人	2	
特別行政 部 門	教 育	26人	28人	2	
	小 計	26人	28人	2	
普通会計計		190人	194人	4	(参考) 人口10,000人あたりの職員数 119人 (類似団体人口10,000人あたり82人)
	病 院	815人	824人	9	
	下水道	4人	4人		
	その他	11人	11人		
	小 計	830人	839人	9	(参考) 人口10,000人あたりの職員数 513人
合 計		1,020人	1,033人 (1,033人)	13	(参考) 人口10,000人あたりの職員数 632人

(注) 1 職員数は、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、特別職、会計年度任用職員を除いています。

2 () 内は、条例で定める定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（R3年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
人数	4人	104人	171人	130人	116人	95人	86人	86人	74人	76人	70人	21人	1,033人



(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

	28年	29年	30年	31年	R2年	R3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	149	155	158	163	164	166	17(111.4%)
教育	23	24	25	25	26	28	5(121.7%)
消防							(%)
普通会計	172	179	183	188	190	194	22(112.8%)
公営企業等会計	729	765	799	819	830	839	110(115.1%)
総合計	901	944	982	1,007	1,020	1,033	132(114.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

(ア) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R1年度の総費用に占 める職員給与費比率
R2年度	千円 14,254,929	千円 △87,525	千円 6,987,174	% 49.0	% 46.9

- (注) 1 職員給与費には、退職手当負担金を含まず、共済組合負担金を含んでいます。
2 記載の数値は、「地方公営企業決算状況調査」の公営企業会計決算によるものです。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R2年度	人 983	千円 2,988,270	千円 1,302,339	千円 1,226,478	千円 5,517,087	千円 5,612

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、R3年3月31日現在の人数です。
3 記載の数値は、「地方公営企業決算状況調査」の公営企業会計決算によるものです。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（R3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	43.5歳	671,689円	1,546,708円
看 護 師	36.9歳	292,523円	473,687円
医療技術員	34.7歳	277,027円	435,255円
技能労務職	43.7歳	273,302円	415,886円
一般行政職	40.8歳	298,914円	466,884円

- (注) 1 基本給は給料と扶養手当を合わせた額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。
3 平均年齢は、R3年3月31日現在の年齢です。

③ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額（R2年度）	1,492千円
(R2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.55月分	1.9月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5～15%

(イ) 退職手当 (R3年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		
・ 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額		2,762千円

(注) 平均支給額は、R2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 特殊勤務手当 (R3年4月1日現在)

支給実績 (R2年度決算)	559,975千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R2年度決算)	697,354円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R2年度)	98%	
手当の種類 (手当数)	9種類	
手当の名称	支給対象職員	支給単価
防疫等作業手当	感染症患者又は疑いのある患者の看護又は当該病原体の付着又は疑いのある物件の処理作業に従事する職員	1日につき 300円～4,000円まで
講師手当	本務のほか技能習得等のための講師を行った職員	1時間につき1,100円
病院勤務手当	放射線照射に従事した診療放射線技師 精神病棟・結核病棟・伝染病棟等に勤務する職員	1日につき250円
診療手当	砂川市立病院に勤務する医師	職責に応じた額
検診介助手当	医師の指示により病院外においてエックス線写真撮影等の業務に従事した市立病院職員	1日につき500円
緊急診療待機手当	緊急の診療業務に対し、正規の時間外に待機を命じられた職員	1時間当たりの給与額に 100分の125を乗じた額
助産師介助手当	助産介助業務に従事する助産師	月額2,000円
夜間看護等手当	正規の勤務の一部または全部が深夜において行われる看護業務に従事する職員	勤務1回につき 2,150円～7,300円まで

(エ) 時間外勤務手当

支給実績 (R1年度決算)	350,493千円
職員1人当たり平均支給年額 (R1年度決算)	459千円
支給実績 (R2年度決算)	330,956千円
職員1人当たり平均支給年額 (R2年度決算)	436千円

(オ) その他の手当 (R3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	支給実績(支給職員1人当たり平均支給年額)※R2年度決算
扶養手当	▽配偶者 6,500円 ▽子 1人 10,000円 ▽父母等 1人 6,500円 (1)15歳から22歳の扶養親族 1人につき5,000円追加	同	58,921,887円 (221,511円)
住居手当	▽住宅所有者 6,000円 ▽家賃等支払者 (1)支払月額が12,000円以上23,000円未満の場合は支払月額から12,000円を控除して得た額 (2)支払月額が23,000円以上55,000円未満の場合は、支払月額から23,000円を控除した額に2分の1を乗じ、11,000円を加算して得た額 (3)支払月額が55,000円以上の場合は27,000円	同	126,661,816円 (229,460円)
通勤手当	▽交通用具利用者(車等) 通勤距離に応じて2,000円～31,600円 ▽交通機関利用者 運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額	同	21,727,060円 (53,913円)
管理職手当	▽部長 給料月額の10% ▽課長 給料月額の7% ▽課長補佐 給料月額の5% 医師 ▽院長 250,000円 ▽副院長・医局長 220,000円 ▽室長・センター長 200,000円 ▽部長 150,000円	同	71,496,831円 (1,276,729円)
寒冷地手当 (11月～3月)	▽世帯主 扶養親族がある場合 23,360円 扶養親族がない場合 13,060円 ▽その他の職員 8,800円	同	58,737,775円 (76,681円)

8 職員の勤務時間、その他の勤務条件

① 職員の勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

（注）職種により異なります。

② 休暇制度

種類	概要
年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定により与えられる有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年に未使用日数がある場合は20日を限度に繰越可能
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に90日の範囲内において取得可能
組合休暇	職員が次の各号に該当する場合で、任命権者が業務遂行上特に支障がないと認められる場合に、一の年につき30日の範囲内において取得可能 (1) 登録職員団体の適法な業務又は活動に従事する場合 (2) 登録職員団体の加入する上部団体の適法な業務又は活動に従事する場合 ※ 1日または時間を単位として与えるものとし、無給とする
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇（種類及び日数は次表のとおり）
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで負傷、疾病、または老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内において、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 ※ 勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額を減額する

○ 特別休暇の種類及び日数

項目	日数
職員が選挙権その他公民権を行使する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	1日又は半日若しくは1時間を単位として必要と認められる期間
職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所その他官公署へ出頭する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	1日または半日若しくは1時間を単位として必要と認められる期間
職員が骨髄移植の登録の申出を行い、または骨髄移植のための骨髄液を提供する場合で、申出または提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	1日又は半日若しくは1時間を単位として必要と認められる期間
職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の5日前から結婚の日後1月を経過する日までの期間内において、1日を単位とする5日の範囲内の期間
妊産婦である女子職員が保健指導又は健康診査を受けるとき	妊娠満23週までは4週に1回、妊娠満24週から35週までは2週に1回、妊娠満36週から出産までは1週に1回、産後1年まではその間に1回

母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の職員が妊娠に伴うつわり等により勤務することが困難である場合	1日を単位として14日の範囲内の期間		
職員が出産する場合	出産の予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前から産後8週間を経過する日までの期間		
生後1年に達しない生児を育てる女性職員が、その保育のため必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内		
職員の妻の出産に伴い、産前8週（多児妊娠の場合14週）前の日から産後8週の間、当該子または就学前の子を養育する場合	5日の範囲内の期間		
職員の妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内において、3日の範囲内の期間		
職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪、その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	区 分	血族の場合	姻族の場合
	父 母	7日以内	5日以内
	祖 父 母	5日以内	1日以内
	配 偶 者	10日以内	
	子	5日以内	1日以内
	兄 弟 姉 妹	5日以内	2日以内
	孫	2日以内	
伯 叔 父 母、甥、姪	2日以内	1日以内 (甥姪は除く)	
職員が配偶者及び一親等の血族の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間		
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	7月から9月までの期間内における、1日を単位とする、連続する3日の範囲内の期間		
女性職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合	1日を単位として3日の範囲内の期間		
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているため勤務しないことが相当であると認められる場合	7日の範囲内の期間		
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間		
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことが止むを得ないと認められる場合	必要と認められる期間		

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 ▽地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又は周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ▽身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の身体上、精神上の障害がある者または負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設での活動 ▽身体上若しくは精神上の障害、負傷又は、疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間
就学前の子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（就学前の子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間
要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間
前各号に定めるもののほか、任命権者が特に認める場合	1日又は半日若しくは1時間を単位として必要と認められる期間

③年次有給休暇の取得状況（R2. 1. 1～R2. 12. 31）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
36,464日	8,919日	974人	9.16日	24.5%

④育児休業の状況（R2. 4. 1～R3. 3. 31）

区 分	男 性	女 性
新たに育児休業取得した者	2人	28人
前年度から引き続いている者	0人	19人

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

① 分限処分者の状況（令和2年度）

処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
処分の事由							
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号						
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号			11		11	
職に必要な的確性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号						
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号						
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項						
合計				11		11	
地公法第28条第4項により失職した者							
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							

② 懲戒処分者の状況（令和2年度）

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
処分の事由							
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	1				1	
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号						
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号						4
合計		1				1	4

10 職員のサービスの状況

地方公務員には、次のような職務上の義務があります

区 分	内 容	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関に定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない	1人
信用失墜行為の禁止	職員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない	4人
秘密を守る義務	職員は、職務時知り得た秘密を漏らしてはならない その職を退いた後も、また、同様とする等	0人
職務に専念する義務	職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない	0人
政治行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくは、これらの団体の役員となってはならず、またはこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない等	0人
争議行為等の禁止	職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない また、何人もこのような違法な行為を企てて、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない等	0人
営利企業従事制限	職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない等	0人

○営利企業等の従事許可状況 169人

※主な許可内容

砂川市社会福祉協議会、砂川市土地開発公社、北海道建築士会、シルバー人材センター、医師の民間派遣

11 職員の研修の状況

① 市役所（R2. 4. 1～R3. 3. 31）

基本研修

研 修 名	参加者数	研 修 内 容 等
職員採用登録者事前研修	11	財務会計、接遇、情報セキュリティ等
新任職員研修（Ⅰ）	10	施設見学
新任職員研修（Ⅱ）	11	財政制度、情報セキュリティ等
初級職員研修	9	地方自治法、地方公務員法、地方財政制度等
中級職員研修	8	議会のしくみ、OJT推進マネジメント
一般職員研修 （市町村職員研修センター）	2	法制知識の習得、業務処理能力の向上
監督者研修 （市町村職員研修センター）	4	指導能力及び政策立案能力向上
管理者研修 （市町村職員研修センター）	3	管理能力及び問題解決能力向上

特別研修

研 修 名	参加者数	研 修 内 容 等
（内部研修）		
認知症サポーター養成講座	11	認知症者への対応スキルの習得
（委託研修）		
市町村職員研修センター各種研修	8	税務事務基礎・応用、新公会計制度、接遇指導者養成、法令実務（応用）
自治大学校	1	2部
北海道市町村職員共済組合	4	若年層保健セミナー、ライフプランセミナー
中空知広域市町村圏組合	11	接遇・行政事務研修
地方公共団体情報システム機構	15	eラーニングによる情報セキュリティ
地域活動交流研修	3	砂川青年会議所賛助会員として参画
（専門研修）		
防火管理者講習	2	防火管理者向け講習
防火対象物点検資格者講習	1	防火管理の実施状況等の点検に係る知識の習得
出納事務実務講座	1	出納事務に係る知識の習得
相談支援従事者研修	1	児童福祉法の規定により配置が必要
児童発達支援管理責任者研修	1	児童福祉法の規定により配置が必要
要保護児童対策調整機関担当者研修会	1	要保護児童対策に関する知識の習得
生活保護担当ケースワーカー 全国研修会	1	生活保護担当ケースワーカーとしての知識の習得及びスキル向上

② 市立病院（R2. 4. 1～R3. 3. 31）

研 修 名	参加者数	研 修 内 容 等
職員研修（道内）	51	（研修会、学会、研究会等） 医師、看護部、医療技術職、事務局
職員研修（道外）	15	（研修会、学会、研究会等） 医師、看護部、医療技術職、事務局

※ 上記のほかに、職場内において各種専門研修を実施しています。

12 職員の福祉及び利益の保護の状況

① 福利厚生制度に関する状況（R2. 4. 1～R3. 3. 31）

（ア）健康診断

健康診断の種類	受診者数	対象者等
総合健診（41項目）	559	24歳、26歳、28歳及び30歳以上の職員（30～40歳は隔年）の健康診断
※ 28歳健診は33項目	36	
※ 26歳健診は29項目	46	
※ 24歳健診は29項目	50	
定期健診（8項目）	519	総合健診該当者以外の職員の健康診断（臨時・嘱託含）

※ 上記のほかに、職種によって受診している検診があります。

（イ）共済制度

砂川市は職員の「生活の安定」と「福祉の向上」を図るため、北海道市町村職員共済組合に加入しています。

共済組合は、健康保険制度に相当する短期給付、年金制度に相当する長期給付、各種貸付事業や貯金事業、組合員と家族の健康増進を図ることを目的とした福祉事業から成り立っており、各事業に要する費用は組合員が負担する掛金と所属所が負担する負担金により賅われています。

（ウ）福利厚生制度

地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、市役所に砂川市役所職員福利厚生会、市立病院に砂川市立病院交友会を設置し、福利事業や体育、教養などの余暇活動の支援を行っています。

項目	砂川市役所職員福利厚生会	砂川市立病院交友会
会員数	214人	正会員 783人 準会員 274人(会計年度)
事業費	会費及び事業収入等	4,984,589円(88.3%)
	市交付金	659,000円(11.7%)
	合計	5,643,589円(100.0%)
		11,061,871円(72.5%) 4,196,500円(27.5%) 15,258,281円(100.0%)

③ 公務災害補償制度（R2. 4. 1～R3. 3. 31）

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金北海道支部	27件	公務災害 26件 通勤災害 1件

13 公平委員会に係る業務の状況

① 勤務条件に関する措置の要求の状況（R2. 4. 1～R3. 3. 31）

措置要求件数 0件

② 不利益処分に関する不服申立の状況（R2. 4. 1～R3. 3. 31）

措置要求件数 0件